

2025 年大阪・関西万博テーマウィーク出展に係る企画・運営等実施業務 仕様書

1 委託業務名

2025 大阪・関西万博テーマウィーク出展に係る企画・運営等実施業務

2 委託業務の目的

本業務は、公益社団法人 2025 日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が示す、テーマウィークの意義・目的・実施方針^{*}に基づき、徳島県の文化や伝統産業等の魅力を、2025 年大阪・関西万博を通じて国内外に効果的に発信し、徳島ブランドを確立することを目的として実施する。

^{*}<https://www.expo2025.or.jp/sponsorship/theme-weeks/>

3 委託業務期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで

4 委託業務の概要

（1）テーマウィーク出展の概要

ア 開催日 令和 7 年 4 月 29 日から 5 月 4 日（未来への文化共創ウィーク内）
※準備及び設営（4 月 29 日）、出展（4 月 30 日から 5 月 3 日）、
撤収（5 月 4 日）の計 6 日間

イ 場所 EXPO メッセ「WASSE」（2025 大阪・関西万博夢洲会場内）
片面 2,000 m²のうち 2/6 区画
※ 3 自治体による共同利用、飲食及び物販可
※会場使用可能時間 9:00～21:00

ウ 収容人数 約 1,500 人／面

（2）趣旨

ア テーマ 日常にいきる

イ 出展内容 「文化体験カフェとくしま（仮）」

ウ コンセプト

「日常に溶け込む徳島の文化」を体現するスペースとし、来場者にくつろぎながら「徳島の文化（芸能、産業、風習等）」に触れていただき、ずっと居たい、徳島に行きたいと思える体験を提供する。

5 委託業務の内容

（1）総合企画書の作成

次の内容を盛り込んだ総合企画書を作成すること。本県の魅力をより効果的に発信し、本県への誘客につながるような企画とし、委託者である徳島県（以下「県」という。）と協議の上決定する。また、ふさわしい名称を提案すること。

ア 「文化体験カフェとくしま（仮）」の企画

- ① 徳島県の出展エリアは「カフェ」・「ギャラリー」・「交流スペース」で構成することとし、一体的にデザインすること。
- ② 徳島県出展エリアで使用する構造物、什器類、家具類、食器類等に当たっては、可能な範囲で県産品（徳島県の伝統文化・伝統工芸・伝統産業に関するもの、県内製造品等）とすること。
- ③ 「カフェ」での飲食提供においては、徳島県の魅力を発信できるものとする。なお、キッチンカー等の活用も可能とする。
- ④ 「ギャラリー」においては、徳島県ゆかりの方のセレクトコーナーを設けることを想定し、その候補者について複数名を提案すること。
- ⑤ 「交流スペース」については、伝統文化や伝統産業の実演やPR、ワークショップの実施など、効果的な内容について提案すること。
- ⑥ 県産品（飲食関連品、ギャラリー展示物、ブース構成品等）について、来場者が購入できる仕組みを設けること。
- ⑦ 飲食提供及び県産品販売等により発生した利益については、受託者の事業利益として計上できるものとする。
- ⑧ その他、博覧会協会が示す「未来への文化共創ウィーク」にふさわしい内容や見せ方について提案すること。

イ 徳島県出展エリアのイメージパース及び会場レイアウトの作成

徳島の魅力を体現し、来場者の記憶に強く残るようなエリアデザイン（看板等の装飾を含む。）を作成すること。なお、徳島県出展エリアの最終デザインについては、県と協議の上決定する。

ウ ブース設営及び撤去計画の作成

上記イで作成する会場レイアウトに基づき、設営及び撤去計画を作成すること。

- ① 必要な人員、資材、設備、物品等のリスト
- ② 必要な人員、資材、設備、物品等の配置計画
- ③ 設営及び撤去に係るスケジュール
- ④ 電気及び水道の工事計画
- ⑤ 広報に関する計画
- ⑥ その他設営及び撤去に係る計画

エ ブース運営計画等の作成

- ① 関係者名簿（運営スタッフ、県内事業者、その他関係者等）
- ② ブース運営計画（タイムスケジュール、運営体制、清掃計画、動線等）

- ③ 飲食提供及び県産品販売等の販売計画
 - ④ EAP (Emergency Action Plan)
 - ⑤ 運営スタッフ用マニュアル
 - ⑥ その他運営に係る計画
- (2) 出展当日におけるブース設営・運営・撤去等
- 上記(1)において作成した総合企画書に基づき、安全かつ円滑な設営・運営・撤去を実施すること。
- (3) その他
- ① 委託事業の管理責任者及び県との各種調整窓口となる業務担当者を1名定めること。
 - ② 業務実施にあたって必要な保険に加入すること。
 - ③ 業務にあたり、博覧会協会をはじめとした関係機関と必要な調整を行うとともに、県からの求めに応じて、緊密な業務に係る打合せを行うこと。
 - ④ 業務実施にあたって必要な博覧会協会との協議、各種申請、各種打合せ、資料作成、その他飲食の提供等の業務上必要となる各種手続きを行い、許可を得ること。
 - ⑤ 来場者数のカウント調査及びアンケート調査を実施すること。

6 業務内容についての留意事項

- (1) 業務を遂行する上で必要な資料等は、取材等により受託者において入手すること。
- (2) 業務実施に当たっては博覧会協会が定める規則及びガイドライン、また持続可能性に配慮した調達コード等に留意し、遵守すること。
- (3) SDGs の理念を考慮した適切な設営・運営を心がけること。
- (4) 業務内容については、委託先決定後、県と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。

7 成果品

- (1) 業務終了後は、次の成果品を提出すること。なお、成果品は受託者からの提出を受け、検収に合格した後に引き渡しを受けるものとする。
 - ① 総合企画書
 - ② 予算・決算内訳書
 - ③ 業務完了報告書（令和6年度事業実施報告書及び令和7年度事業実施報告書）
 - ④ 上記①から③までに係る電子データ一式
- (2) 提出期限は、県と協議の上決定すること。
- (3) 納品場所

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県観光スポーツ文化部万博推進課 推進担当

8 成果品等についての留意事項

- (1) 受託者は、成果品に使用する全てのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。
- (2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するために作成した全てのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）は、委託者に帰属し、本業務終了後においても委託者が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作権人格権を行使しないものとする。

9 成果品に対する責任の範囲

- (1) 受託者は、本業務終了後においても、成果品に瑕疵が発見された場合には、速やかに委託者の指示に基づき、成果品の訂正を実施しなければならない。なお、これらに要する経費は、受託者の負担とする。
- (2) 成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより、当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

10 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 業務実施体制
受託者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。
- (2) 業務計画
受託者は、業務の開始に当たっては、本業務の実施における具体的な業務行程表を提出するとともに、適宜、更新状況を報告すること。
本業務における契約締結後、速やかに業務に着手し、業務行程表に従って業務を完了させること。
- (3) 本業務に係る委託者との打合せ
本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、委託者と緊密に連絡を取りながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。
- (4) 再委託について
業務の一部又は全部を他の法人等に再委託することは原則禁止とする。ただし、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待できるときは、委託者と協議し、再委託の承認を得ること。
- (5) 秘密の保持

受託者は、業務遂行上、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。

本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、徳島県個人情報保護条例の規定により、必要な措置を講じなければならない。

(6) その他

仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに県と協議の上、決定すること。